


開催・平成29年3月29日

所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則	
件名	東大和市証明等事務取扱規程の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1 要旨</p> <p>社会福祉法の改正（平成29年4月1日施行）により、「社会福祉法人の理事であることの証明書」の交付が不要となるとともに、現行規程についての全庁調査における各課の意見を踏まえて、証明書の追加及び削除、その他文言整理を行う必要が生じたことから、東大和市証明等事務取扱規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 別表第1（発行できる証明等）に定める証明等の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土地課税台帳記載事項証明書」、「家屋課税台帳記載事項証明書」、「行政境界証明書」を追加する。 ・「生存証明」、「社会福祉法人の理事であることの証明書」、「不在者投票に関する証明」を削除する。 ・「管理境界区域証明」を「道路等境界証明」に改める。 <p>イ 別表第2（発行することができない証明等）に定める証明等の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「旧兵役関係証明」を「軍歴証明」に改める。 ・「通称証明」の代用証明に「住民票の写し」を追加する。 ・「法人所在証明」を削除する。 ・「営業証明」の代用証明「事業税納税証明・登記事項証明書」を削除する。 ・「生存証明」を追加する。 <p>(2) 施行日 平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 市における証明等の交付に係る事務を適正に行うことができる。</p>				
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成28年11月 福祉推進課から証明書の削除依頼</p> <p>平成28年12月 改正内容について全庁調査</p> <p>平成29年 3月 文書課による事前審査済み</p>				
3 留意事項（問題点等）				
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
5 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。